

高額療養費制度見直しのお知らせ

高額療養費制度の見直しが令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施されます。8月から自己負担限度額が見直しとなり、新たに年間上限が新設されます。

下記の表は8月から令和9年7月までの内容です。

詳しくは厚生労働省のホームページ(右記QRコード)をご参照ください。



適用区分		年収目安	入院+外来 【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役 並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+(医療費-901,000)×1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役 並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+(医療費-597,000)×1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役 並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+(医療費-286,000)×1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円>	530,000円	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

制度改正に関するお問い合わせにつきましては、厚生労働省コールセンター(☎0120-617-111)までお問い合わせください。

【対応期間】 7月～令和9年3月(日曜日、祝日、年末年始を除く) 月曜日～土曜日 9時～18時

問 国民健康保険に加入している人 住民環境課 ☎32-1104
後期高齢者医療保険に加入している人 健康福祉課 ☎32-1105

障がい者の法定雇用率が上がります！

障がいに関係なく、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会実現」の理念のもと、すべての事業主に、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。この法定雇用率が令和8年7月から2.7%に引き上げられました。

問 岐阜労働局職業対策課 ☎058-245-1314